

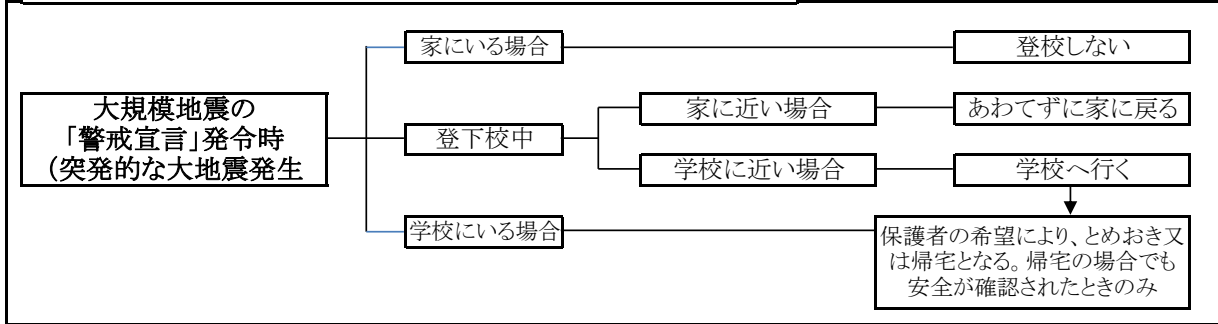
警報発令時における生徒の安全確保に係わる校内規定(災害発生時における対応)

本校では、「大規模地震特別措置法」に基づく警戒宣言や、大規模地震の発生などの緊急災害時及び風水害等の「警報発令時」に備え、生徒の安全確保対策を横浜市学校防災計画に基づき次のように定めています。生徒の生命と安全確保のために、ご理解とご協力をお願いいたします。

大地震発生時の対応

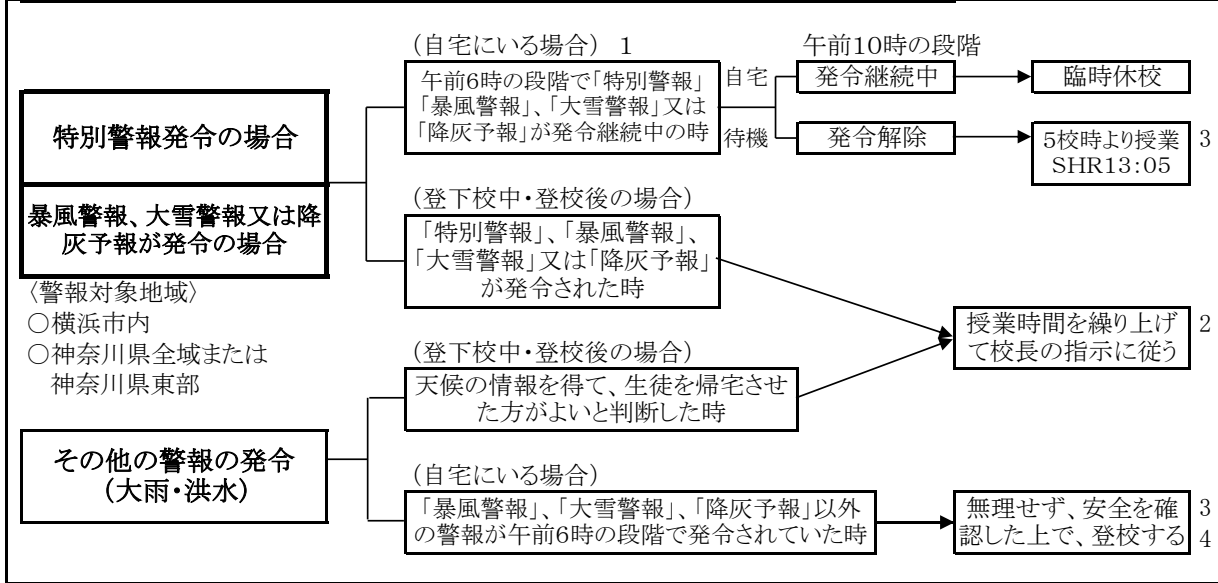
横浜市内1箇所以上で **震度5強以上の地震が発生＝原則として当日及び翌日を休校とする** *ただし、被害が軽微等の場合校長判断で教育活動を可能とする(学校より連絡あり)

大地震警戒宣言発令(発生)時の対応の仕方



- 【警戒宣言の発令について】**
- 「警戒宣言」は、地震予知班の連絡を受け、総理大臣が発令します。
 - 「警戒宣言」は、TV・ラジオ・広報車・消防車・パトカー・ヘリコプター・警報・サイレン等で伝達されます。
 - 「警戒宣言」は、学校からは伝達されません。
 - 「警戒宣言」が発令された場合は、休校となります。
 - 警戒宣言が解除されるまで休校は続きます。安全が確認され、登校の連絡が可能な場合は、緊急連絡網を使って学校から連絡します。

特別警報及び風水害等の気象警報発令時の対応の仕方



- 【生徒の登下校について】**
- 午前6時の段階で「特別警報」又は「暴風警報」、「大雪警報」又は「降灰予報」が発令継続中の場合には、午前10時まで自宅待機となります。
 - 生徒の安全確保のために授業時間を繰り上げて下校させる場合があります。
 - 特別警報が発令されるような状況又は暴風雨や大雪の際、「警報」が発令されていない時や解除された時でも、地域によっては生徒の安全を考慮し登校を見合わせた方がよい場合もあります。その判断は各家庭で行い、安全を確認した上で登校させてください。その際には学校(担任)へ連絡願います。
 - 事故や悪天候などにより横須賀線・東海道線・市営地下鉄と相模鉄道・京浜急行線・東急線等の県内主要交通機関が不通になった場合の対応例
 - 午前6時までに主要交通機関が回復し安全に登校が出来る状態になった場合は**平常授業**を行う。
 - 午前10時までに主要交通機関が回復し安全に登校が出来る状態になった場合は**5限**より授業を行う。(SHRは13:05)
 - 午前10時でも**開通しない**場合は**臨時休業**とする。
※学校の休業等の指示はマチコミ・学校ホームページに掲示します。
 - その他状況に応じて保護者に配信メール等で緊急連絡を行う場合があります。